

承認第2号

専決処分の承認（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例）を求めることについて

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和8年読谷村条例第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和8年4月24日提出

読谷村長 伊 波 篤



アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

読谷村長

伊波 善



読谷村条例第9号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例（昭和47年読谷村条例第46号）の一部を次のように改正する。

題名中「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改める。

第1条中「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改める。

第2条中「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に、「地方税法第463条の18第1項」を「地方税法第451条第1項」に改める。

第3条及び第4条中「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改める。

第1号様式（第3条関係）を次のように改める。

車 種 (Type of Vehicle) _____			
登録番号 (Registration Number) _____			
軽自動車税証紙			
(Automobile Tax Stamp)			
税 額 (Tax Amount)	¥	_____	
課税期間	From	年 月 日	から
	To	年 月 日	まで
(Tax for Year)			
交付年月日	年 月 日		
(Date of Delivery)			
読 谷 村			
(Yomitani Village)			

縦6センチメートル、横10センチメートル

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。